



ひょうごけん  
兵庫県

しょうがいしゃさべつ ごうりてきはりよ なや きがる そうだん  
障害者差別や合理的配慮で悩んだら、お気軽にご相談ください



しょう がい しゃ さ べつ かい しょう  
**障害者差別解消**  
そう だん  
**相談センター**

へいせい ねん がつ しょうがいしゃさべつかいしょうほう しょう  
平成28年4月から、障害者差別解消法が施行されました

しょうがいしゃさべつかいしょうほう ぎょうせいきかん およ じぎょうしゃとう しょうがい りゆう ふとう  
障害者差別解消法により、行政機関及び事業者等は、障害を理由とする不当な  
さべつてきとりあつか きんし もと おう てきせつ はいりよ ていきょう  
差別的取扱いが禁止されるとともに、求めに応じ、適切な配慮を提供すること  
か ひょうごけんしょうがいしゃさべつかいしょうそうだん しょうがい ひと  
が課せられます。兵庫県障害者差別解消相談センターでは、障害のある人やそ  
かぞくどう しょうがいしゃさべつ そうだんたいおうぎょうむ けいけんゆた そうだんいん しゃ  
のご家族等から、障害者差別について、相談対応業務の経験豊かな相談員（社  
かい ふくし せいしん ほけん ふくし どう そうだん う つ  
会福祉士、精神保健福祉士等）が、相談を受け付けます。

そうだん  
**相談**  
しょうがいしゃさべつ かん  
障害者差別に関する  
なや どう  
お悩み等について、  
けいけんゆた しゃかいふくし  
経験豊かな社会福祉  
し せいしん ほけん ふくし  
士や精神保健福祉士  
とう たいおう  
等が対応します。

じょうきょう かくにん  
**状況確認**  
じよげん たいおう  
助言だけでは対応が  
むずか じゅうだい あんけん  
難しい重大な案件に  
ひつよう おう  
ついては、必要に応  
ひょうごけん じょうきょうかく  
じ、兵庫県が状況確  
にん おこな  
認を行います。

まどぐち しょうかい  
**窓口紹介**  
とうじしゃかん ちょうせい し  
当事者間の調整や司  
ほうかいけつどう ひつよう ば  
法解決等が必要な場  
あい ほうむきやく ほう  
合は、法務局や法テ  
とう かんけい きかん  
ラス等の関係機関を  
あんない  
ご案内します。

じれい しょうしゅう  
**事例収集**  
しょうがいしゃさべつ かん  
障害者差別に関する  
じれい はばひろ しょうしゅう  
事例を幅広く収集し、  
こうじれい せんしんてき とり  
好事例や先進的な取  
くみ しょうかい  
組について紹介して  
いきます。

ひょうごけん しょうがいしゃ さべつ かいしょう そうだん へいじつ じ じ じ ねんまつねんし のそ  
兵庫県障害者差別解消相談センター（平日10時～16時 ※12～13時及び年末年始を除く）

電話（でんわ）

**078-362-3356**

ファクス

**078-362-3911**

E-mail [counseling@pref.hyogo.lg.jp](mailto:counseling@pref.hyogo.lg.jp)

でんわ ふうクス・E-mail送信の際はお掛け間違え等のないよう  
ちゅうい  
にご注意ください。また、ファクス・E-mailにつきましては、  
かいどうぶんしょ さくせいどう じかん よう  
回答文書の作成等のために時間を要することがありますので、  
あらかじめご了承ください。

しょうがいしゃ さべつ かいしょうほう

ぞんじ

# 障害者差別解消法、ご存知ですか？



この法律は、障害の有無により分け隔てられることなく、お互いに尊重しながら、共に生きる社会をつくることを目的としています。

しょうがいしゃ さべつ かいしょうほう

きほんてき

かんが

かた

## 障害者差別解消法の基本的な考え方

ふとう

さべつてき

とりあつか

きんし

### ① 不当な差別的取扱いの禁止

ぎょうせいきかんとう じぎょうしゃ ほうてき ぎむ  
行政機関等・事業者 → 法的義務

ごうりてき

はいりよ

ふていきよう

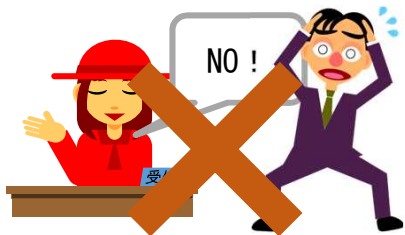
きんし

### ② 合理的配慮の不提供の禁止

ぎょうせいきかんとう ほうてき ぎむ  
行政機関等 → 法的義務  
じ ぎょう しゃ どりよく ぎむ  
事業者 → 努力義務※

※雇用に関する場合は法的義務となります。

障害を理由として、正当な理由なくサービスの提供を拒否する、制限を設ける、条件を付ける等のことは禁止されています。



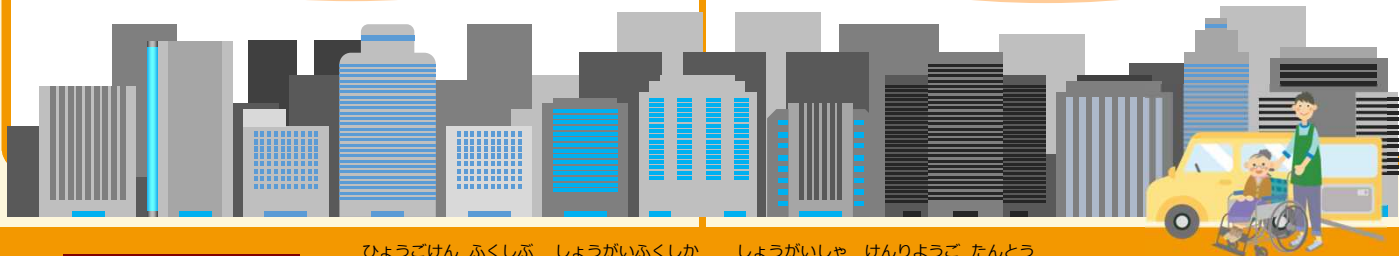
#### 【こんなことがあればご相談ください】

- バスやタクシーへの乗車を拒否された。
- 盲導犬を連れての飲食店入店を断られた。
- 職場の懇親旅行に欠席するよう言われた。

社会の中にあるバリア（社会的障壁）により、障害のある人には生活しづらい場合があります。障害のある人から配慮を求められた場合、過重な負担にならない範囲で、バリアを取り除くために必要かつ合理的な配慮を提供することが求められます。

#### 【こんなことがあればご相談ください】

- 難しい漢字ばかりの書類を渡される。
- 筆談や読み上げの対応をしてもらえない。
- 分かりやすく説明をしてもらえない。



とあさき  
お問い合わせ先

ひょうごけん ふくしぶ しょうがいふくしか しょうがいしゃ けんりようご たんとう  
兵庫県福祉部障害福祉課（障害者権利擁護担当）  
TEL 078-362-9104 FAX 078-362-3911